

タイトル：児童福祉施設等の2以上の直通階段等について。(令121条、令125条、令128条)

相 談：

S造2階建て1Fデイサービス(児童福祉施設等)420㎡、2F診療所(マッサージ、針灸院)207㎡の建築物において、以下の避難関係について教えてください。

- ① 2以上の直通階段は必要となりますか。
- ② 1F(避難階) 居室の掃きだし窓は、避難上有効な開口部と考えてもよいですか。

回 答：

①については、診療所(マッサージ、針灸院)に患者の収容施設が無く、2Fの居室面積の合計が400㎡を超えていないので、2以上の直通階段は不要です。

②については、避難上有効な開口部となります。ただし、当該開口部より令128条の敷地内通路が規制されます。